

随想 「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第70回 財政破綻は回避できるか？（その6）

「かながわ州」の国造り（その4：承前）

8. 教育改革

(1) 文科省教育は排除

今までの文科省教育は捨てよう。従順なサラリーマン養成を目的とする文科省教育は、かながわ州では採用しない。

州としては、20歳の成人式を廃止し、16才で元服式をする。そして、これからは、人に頼らずに、自分の進むべき道は自分で探せ。人生に失敗しても、それは人のせいでも、社会のせいでもない。自分の責任だ」と教えることとする。

州立高校では学年を廃止し、生徒が自分で選択できる講座を多数用意する。他校を受講可能にもする。大学にも受講可能な講座を開放してもらう。学外から講師を招聘し講座をもってもらう。一定の単位を得れば卒業とする。2年間で卒業するものも、5年かかるものもあってもよい。何をどう学ぶかは自己責任で選んでもらう。

受講すべき講座を探し、そこで学びながら、自分が社会で何ができるかを考え、自分の進むべき道を自分で見出す人間を養成したい。ただ、彼らは社会経験が無いので、受講の相談システムは用意して、何を受講すべきかの相談に応じるようにしよう。

「偏差値の高い大学に入り、一流会社に採用してもらおう」だけが人生の目標でないことを、理解してもらおう。ベンチャーに挑戦する若者も欲しいし、社会には様々な選択肢があることを知って、自分が何に向いているかを真剣に考えて欲しいのだ。

(2) 議論をする教育と英語教育

ところで、文科省教育の欠点は英語教育で顕著に出る。6年間勉強しても、ロクに話せない。なぜかと言えば、答えは極めて簡単だ。それは、「聞く、話す、書く」を全く教えないからだ。プールに入れないければ、水泳術法を書いた本を暗記させても、泳げるようにはならない。ところが、学校教育では、「聞く、話す、書く」を絶対に教えない。教えないければ、できないようにはならない。

例えば、生徒を5〜6人のグループに分け、テーマを決めて英語で議論させ、代表が何を議論したか、英語で発表させる。それを種に英語で質疑応答をする。あるいは、生徒に、レポートを英語で書かせて、英語で発表させ、英語で質疑応答をする。

先生は、議論を活性化させるために、英語でフォロワーをする。英語で日記を書かせるというのも効果的だ。英語でブログを作らせ、生徒同士が英文でやり取りをさせるぐらいのことをさせる。このようにすれば、ドイツや、北欧諸国と同じように、6年間で実用英語は身につくはずだ。

しかし、文科省教育では、このような教育は絶対できない。なぜできないかと言えば、日本語の授業で議論を一切しないからだ。日本語でやらないことを、英語でやれといったも無理だ。先生自体も、議論をしたことがないので、議論をさせるノウハウもない。

かながわ州の中高では、日本語

の授業でも議論をさせる。歴史はもちろん、時事問題も活発に議論をさせ発表させる。憲法9条、集団的自衛権、従軍慰安婦というテーマでも、しっかりと議論させ、確固とした自分の考えを持たせる。そのような生徒を育てるのだ。

議論する時大事なことがある。それは、答えは一つではないということだ。多様な意見が出るはずだし、結論は不要だ。意見をぶつけ合うだけで十分である。

ただ、かながわ州では、このよう授業をするため教師を再教育する必要はある。なぜならば、文科省、文部省教育で育った一般の日本人は、議論の経験が無く、議論ができないからだ。答えが一つでなくてよいなどということとは、容易には理解できないであろうし、うっかりすると、自分の安っぽい世界観を押しつけようとするからだ。

国際学会に出ると、欧米の研究者は激しく議論するが、休憩時間にコーヒを飲みながら、議論相手と冗談が言える。そして、また激しく議論する。しかし、後にしこりを残さない。ところが、日本人同士がこの真似をすると、恨みを残しその後は口も利かなくなるであろう。

欧米人は若い時代にさんざん議論をしているので、考えが違って当たり前と思っている。議論は、フィードバックをたのしんでいるので、相手を論破しようと思っていない。

ところが、日本人は本格的な議論をしてきていないので、相手が

自分と意見が違ふとそれが許せず
に相手を説得しようとする。だが、
それがうまく行かないので、自分
の人格が否定されたような気がし
て、相手をうらむことになる。実
際、議論をすれば深刻なしこりが
残ることは、自分自身がよく知っ
ているので本格的な議論を避ける。
その結果、日本の学界では本格的
な議論は期待できない。

しかし、議論ができないという
ことは国際社会では大変な損失で
ある。日本の政治家がどう見ても
外交力が弱いのは、本格的な議論
ができないからだ。

国会の答弁を聞いていても、初
めから相手をはぐらかすことに徹
し、本格的な議論とならない。こ
の夏、国会では、与野党間で集団
的自衛権についてさんざん質疑が
なされたが、聞いている国民は、
結局、本当の問題点がどこにある
か判らない。にもかかわらず、こ
の国の行く末に大きな影響を与え
るはずの議題が強行採決で決まっ
てしまった。実に残念なことであ
る。

かながわ州は、本格的な議論に
堪えられる優秀なリーダーを送り
出し、将来の日本を導いてもらお
う。もちろん、議論では「かなが
わ州をよくするにはどうしたらよ
いか」というテーマを常に議論し
てもらおうのは当然である。

さて、話を英語教育に戻そう。
英語は、小4から中3までで、実
用に堪えるレベルになってもらお
う。高校では歴史や数学、物理な
どの他の教科で、英語の資料を使
用することにより、実力を確かな

ものにしてもらおう。そして、高校
では第二外国語も学んでもらおう。
中国語や韓国語のようなアジアの
言葉も選べるようにする。意欲あ
る生徒には、奨学金を用意し、外
国留学の道も可能にしよう。

(3) 教育の多様化

部活は、決して義務化してはい
けない。今のようなスポーツ偏重
は是正すべきだ。音楽や美術の選
択肢をもっと充実すべきである。
学校があてがう部活だけでなく、
もつと学外の活動の選択肢があつ
てもよい。ダンスや音楽に才能が
あるのに、勉強が忙しくなつて練
習を断念させるといふ話をよく聞
く。しかし、これは実にもつた
ない。

例えば、美術なら小学生や中学
生に時代に、美術館に行つて、キ
ュレーターに絵の見方を教えても
らうという機会を与えたい。欧米
は、そのような努力をして、美術
のすそ野を広めている。それがな
い今の日本の美術界は、世界の潮
流から完全に置いていかれている。
かながわ州の出身者は、美術を含
め日本の芸術の世界を支えること
ができる人間となつて欲しいし、
その中から一流の芸術家を世界に
送り出したい。

かながわ州では、フリースクー
ルでも一定の条件を備えれば卒業
資格を与えよう。インターナシヨ
ナルスクールも正式の学校として
認める。インターナショナルスク
ール出身者が、日本以外では高卒
資格を与えられるのに、日本の大
学だけ受け入れられないというバカ

たことがあつてはいけけないのだ。

このような教育の場では、先生
の能力も重要である。先生は、10
年以上社会経験を積んだ者を積極
的に採用し、生え抜きと半分ぐら
いになるべきではなからうか。学
外から講師を招き、教育を分担さ
せるのも多様化に資するであらう。

かながわ州は、このような多様
な教育を目指し、いままでの受験
勉強中心の教育と決別することと
なる。これだと、東大に行きたい
のに、いけなくなる生徒も出るか
もしれない。そのような生徒には、
東大の代わりに、東大よりも上の
ランクの外国の一流大学に行ける
よう支援し、奨学金を用意しよう。

9. 原発とは絶縁

かながわ州が成功すれば、町田
とか八王子のような東京都下の市
も参加するよう声をかけよう。西
伊豆とか、沼津、三島、御殿場な
どが参加してくれば、さらに活
力が出るであらう。

ただ、御前崎がある静岡県中部
とは、決して一緒になつてはいけ
ない。そこには浜岡原発があるか
らだ。原発を、あのように東名高
速道や東海道新幹線の直近に作る
こと自体、何を考えているのかと
思うが、それを再稼働しようと思
う動きも理解困難である。

地震、津波のリスクだけでなく、
テロでも核攻撃を受けたような状
況となる。原発は、敵のために核
弾頭をわざわざ用意しているよう
なものだ。そのようなことが起き
れば、国の大動脈がストップして
しまうだけでなく、隣接のかなが

わ州の被害は甚大だ。

このハイリスクな原発は廃炉に
すべきだが、廃炉となつても、そ
のため40年かかる。しかも、そ
こから核廃棄物が大量に出るが、
日本は最終処理場が決まっていな
い。決まっていけないというよりも、
最終処理場は確保不能であらう。
事実、最終処理場を確保できたの
は、フィンランドだけで、他の国
はどこも確保出来ないでいる。

しかも、フィンランドの原発は
5基だけである。この十倍も原発
を持つておる日本は、どこかにそ
れを確保できるとは思えない。

かながわ州は、既に論じたよう
に再生可能エネルギーを充実させ
るとともに、第4次産業革命とス
マートシティにより、電力使用量
を革命的に下げることが目指す。
原発とは無縁の州にならう。

(つづく)



金子博人
(かねこ ひろひと)

金子博人法律事務所。弁護士。早稲田大学法
学部卒業。同大学院修士課程(商法)終了。
1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会
(IFITA) 会員。大東文化大学法科大学
院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視
委員会委員(東京工業品取引所)。日本ブラ
イムリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。